東京農工大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 第３章　通報の受付 （通報窓口の設置） 第９条　不正行為に関する通報又は相談に対応するための通報窓口を研究支援課に設置し、担当者を置く。 ２　（略） 第８章　その他 （事務） 第38条　この規程に関する事務は、地区事務部及び関係部署の協力を得て、研究支援課で行う。	本則 第３章　通報の受付 （通報窓口の設置） 第９条　不正行為に関する通報又は相談に対応するための通報窓口を研究・財務戦略部研究支援課に設置し、担当者を置く。 ２　（略） 第８章　その他 （事務） 第38条　この規程に関する事務は、地区事務部及び関係部署の協力を得て、研究・財務戦略部研究支援課で行う。	

附　則（令和３年４月１日規程第15号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。